

1. 案内情報

手続名 : 係留施設使用届の省略許可
手続根拠 : 港則法施行規則第21条第1項
手続対象者 : 特定港内のけい留施設の管理者
提出時期 : 係留施設使用届を省略しようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 係留施設使用届省略許可申請書(第5号様式)
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

審査基準 : (1) 同一船舶を同一場所に係留すること。
(2) 概ね月10回以上離着積すること。
標準処理期間 : 1～2日程度
不服申立方法 :